

## 米原市立図書館の資料の返却督促および貸出制限基準

(趣旨)

第1条 この基準は、米原市立図書館条例施行規則（平成17年米原市教育委員会規則第58号）第6条第2項および第3項に規定する資料の返却の督促および貸出しの制限について、必要な事項を定めるものとする。

(返却の督促)

第2条 米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、返却期日から30日以上経過しても資料を返却しない利用者（以下「遅滞者」という。）に対して督促を行うものとする。ただし、その資料について他の利用者の予約がある場合は、随時督促を行うものとする。

- 2 図書館館長は、毎月末日に遅滞者の把握を行うものとする。
- 3 督促は、電話、電子メール、はがき等で行い、督促を受けながら返却期日から60日以上経過する遅滞者に対しては督促状を送付するものとする。
- 4 前項の規定により電話で督促する場合で遅滞者が不在のときは、その遅滞者と同居する者に資料が未返却である旨を伝えるものとする。ただし、当該遅滞者の読書の秘密を守るため、未就学児等やむを得ない事情がある場合を除き、書名、著者名等は伝えてはならない。
- 5 前項の規定は、郵便等により督促を行う場合についても同様とする。

(貸出の制限)

第3条 教育委員会は、図書館の利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、資料の貸出しを制限することができる。

- (1) 前条の督促を受けながら、返却期日から60日以上経過する遅滞者
  - (2) 資料の汚損、破損、紛失等により弁償を求められ、弁償期日から30日以上経過してもその弁償に応じない利用者
  - (3) 資料の利用状況に著しく問題がある利用者
- 2 資料の貸出しの制限の内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 貸出停止
  - (2) 予約受付停止（受付済予約を含む。）
- 3 資料の貸出しの制限期間は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 第1項第1号に掲げる利用者 督促対象の資料が返却されるまでの期間
  - (2) 第1項第2号に掲げる利用者 弁償されるまでの期間
  - (3) 第1項第3号に掲げる利用者 教育委員会が通告した日から30日間

- 4 教育委員会は、第1項の規定により資料の貸出しを制限したときは、該当者に対し、制限の内容、期間等を通知するものとする。
- 5 教育委員会は、前項各号に掲げる利用者からの申し出によりその内容が認められる場合には制限を解除することができる。

#### 付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。